



山口市

# 報道資料

令和2年5月11日

## 1 件名

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「山口市小売・生活関連事業者等支援給付金」の創設について（申請開始：5月11日～）

## 2 内容

◆別添パンフレット・申請書類を5月11日に市ウェブサイトに掲載します。◆

※申請書類は、商工会議所・商工会、各総合支所・地域交流センター、料飲組合各支部に備え付けています。

### <制度内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少などに伴い営業活動に大きな影響を受けている小売業・飲食サービス業・生活関連業等を営む事業者に対して、本市独自の緊急的な事業継続支援として、1事業者あたり一律20万円の給付金を交付します。

※家賃を負担されている飲食サービス事業者については、こちらの給付金は対象となりません。「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」を申請していただけます。

### (対象事業者)

市内に店舗・事務所（以下、店舗等）を有する下記の業種を対象とします。（別表1を参照）

※対面販売・対面サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行っている事務所は対象外です。

対象業種	対象業種のうち以下の事項に該当する店舗等
小売業	一般消費者へ対面販売を行う店舗 (通信販売・訪問販売・自動販売機のみではないこと)
飲食サービス業	山口県の食品衛生許可証（飲食店営業・喫茶店営業）を有し、「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」の該当とならない店舗（自己物件店舗のみで営業されている事業者）
生活関連サービス業	総務省の日本標準産業分類の中分類で78番から80番に属し、別表1に掲載する店舗等 (性風俗関連特殊営業、物品預かり業、火葬・墓地管理業の店舗等は除く。)
上記以外の観光・スポーツ・イベントに関する業種	総務省の日本標準産業分類の中分類で43番、70番、72番から74番、92番に属し、別表1に掲載する店舗等

### (補助金額)

1事業者あたり1回限りで一律20万円

※複数店舗・業種を経営している事業者であっても、1事業者として1回限り一律20万円です。

### (募集期間)

令和2年5月11日（月）～6月30日（火）当日消印有効



山口市

**(申請方法)**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出となります。

**(交付の決定・支払)**

申請書を審査の上、交付の決定を行い、通知書を申請者に郵送します。交付決定後、申請書兼請求書に記載された指定口座に給付金を振り込みます。

口座振込までの期間は、交付決定後、1週間程度です。

また、「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」や本給付金の重複申請はできません。

◆詳細については、別添パンフレット・申請書類をご確認ください。◆

**<制度に関する問い合わせ先>**

5月1日から当面の間、市内中小企業支援の専用コールセンターを開設しています。

(受付時間：平日9：00～17：00)

山口市中小企業支援総合相談窓口

TEL：0120-36-3355 (フリーダイヤル)

**3 実施主体**

山口市

**4 問い合わせ**

山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 金子・弘中

TEL 直通：(083)934-2719





山口市

<店舗家賃を負担されている飲食サービス事業者はこちらの制度は利用できません。>

## <山口市小売・生活関連事業者等支援給付金のご案内> 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内で小売・飲食・生活関連サービス業等を営む事業者に給付金を交付します

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少などに伴い営業活動に大きな影響を受けている小売業・飲食サービス業・生活関連業等を営む事業者に対して、本市独自の緊急的な事業継続支援として、1事業者あたり一律20万円の給付金を交付します。

※家賃を負担されている飲食サービス事業者については、「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」を申請してください。補助金対象事業者は、こちらの給付金は対象となりません。

### 1. 対象事業者

◆市内に店舗・事務所（以下、店舗等）を有する下記の業種を対象とします。（別表1を参照）

※対面販売・対面サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行っている事務所は対象外です。

対象業種	対象業種のうち以下の事項に該当する店舗等
小売業	一般消費者へ対面販売を行う店舗 (通信販売・訪問販売・自動販売機のみではないこと)
飲食サービス業	山口県の食品衛生許可証(飲食店営業・喫茶店営業)を有し、 「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」の該当とならない店舗(自己物件店舗のみで営業されている事業者)
生活関連サービス業	総務省の日本標準産業分類の中分類で78番から80番に属し、別表1に掲載する店舗等 (性風俗関連特殊営業、物品預かり業、火葬・墓地管理業の店舗等は除く。)
上記以外の観光・スポーツ・イベントに関する業種	総務省の日本標準産業分類の中分類で43番、70番、72番から74番、92番に属し、別表1に掲載する店舗等

### 2. 支給要件

- ◆令和2年4月1日以前に事業を開始し、今後も事業活動を継続する事業者  
※既に一時休業している店舗・事務所も対象となります。
- ◆本年1月から5月のいずれかの月で売上高等が前年同月比で20%以上減少している事業者  
※複数の店舗等を経営している事業者は、事業全体の減少率。
- ◆「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」の交付を受けた事業者でないこと
- ◆暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと

### 3. 支給金額

- ◆1事業者あたり1回限りで一律20万円  
※複数の店舗等を経営している事業者であっても、1事業者として1回限り一律20万円です。

### 4. 申請受付期間

- ◆令和2年5月11日(月)～6月30日(火) 当日消印有効

裏面もご覧ください



## < 山口市小売・生活関連事業者等支援給付金 >

### 5. 申請方法

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出となります。

郵送先住所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号  
ふるさと産業振興課 支援給付金担当 宛

※総合支所・地域交流センターへの提出もできます。（窓口では提出のみとなります）

### 6. 提出書類

◆下記の申請書及び添付書類を郵送にて提出してください。

なお、下記の申請書類が無い場合は、給付金の交付は受けられませんので、書類の添付漏れにはご注意ください。

- ・ 山口市小売・生活関連事業者等支援給付金申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 別添「申請書類確認シート」を確認のうえ、下記の添付書類をご提出ください。
  - ① 市内における事業の実態が分かる書類
  - ② 売上の減少が20%以上であることの確認書類
  - ③ 振込先の通帳の口座情報記載部分（写し）
  - ④ 個人事業主の場合は、申請者の顔写真付き本人確認書類（写し）

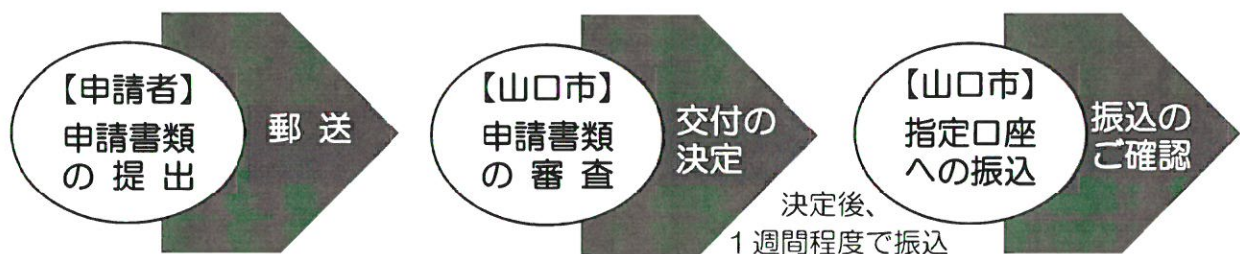
### 7. 交付の決定・支払

◆申請書を審査の上、交付の決定を行い、通知書を申請者に郵送します。交付決定後、申請書兼請求書に記載された指定口座に給付金を振り込みます。

口座振込までの期間は、交付決定後、1週間程度です。

また、「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」や本給付金の重複申請はできません。重複申請や申請書類で要件を確認できない場合は、不交付となりますのでご注意ください。

< 申請から給付金交付までの流れ >



< お問い合わせ先 >

〒753-8650 山口市亀山町2番1号  
山口市中小企業支援総合相談窓口（ふるさと産業振興課）  
TEL：0120-36-3355（フリーダイヤル）

市ウェブ  
サイトは  
こちら→





申請書の記載前に、まず、このシートに従って、お手元に必要書類をご用意ください！

申請書類確認シート

<山口市小売・生活関連事業者等支援給付金>

<p>【STEP1】 添付書類として、以下の①②③④の書類を揃えてください。          ※必ず自己チェックの上、申請書および添付書類のご提出をよろしくお願ひします。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> 欄          チェック          確認</p>
①	<p>市内における事業の実態が分かる以下の書類</p> <p>ア 各種営業許可書等の写し（例：食品衛生許可証、理美容開設確認済証等）</p> <p>【アの書類がない場合は、以下の書類のうちいずれか2点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度固定資産税納税通知書の写し又は店舗等の賃貸借契約書の写し              ※固定資産税納税通知書は表紙（納税義務者がわかるページ）と営業店舗が記載されている物件明細のページ、賃貸借契約書は全ページの写しをとってください。</li> <li>開業届の写し ※個人事業主の場合</li> <li>事業所の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真（令和2年4月1日以降に撮影されたものに限る。）</li> <li>事業内容が分かるチラシ類（Web ページの場合は画面を印刷したもの、及び URL が分かるもの）</li> </ul>	<p>共通          項目  <input type="checkbox"/></p>
②	<p>売上の減少が20%以上であることの確認書類          ※開業時期に応じて、以下の書類を添付してください</p> <p>▼【開業から1年1カ月以上の場合】（アとイ両方の書類）</p> <p>ア 直近（令和元年）の確定申告書類（写し）</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書別表一※<u>収受日付印</u>が押されていること（1枚）              e-Tax の場合は「受信通知」を添付すること</li> <li>法人事業概況説明書（2枚（両面））</li> </ul> <p>確定申告書別表1（1枚）                      法人事業概況説明書（2枚（両面））</p>	<p>法人の          場合  <input type="checkbox"/></p>



【個人事業主の場合】

A 青色申告の場合

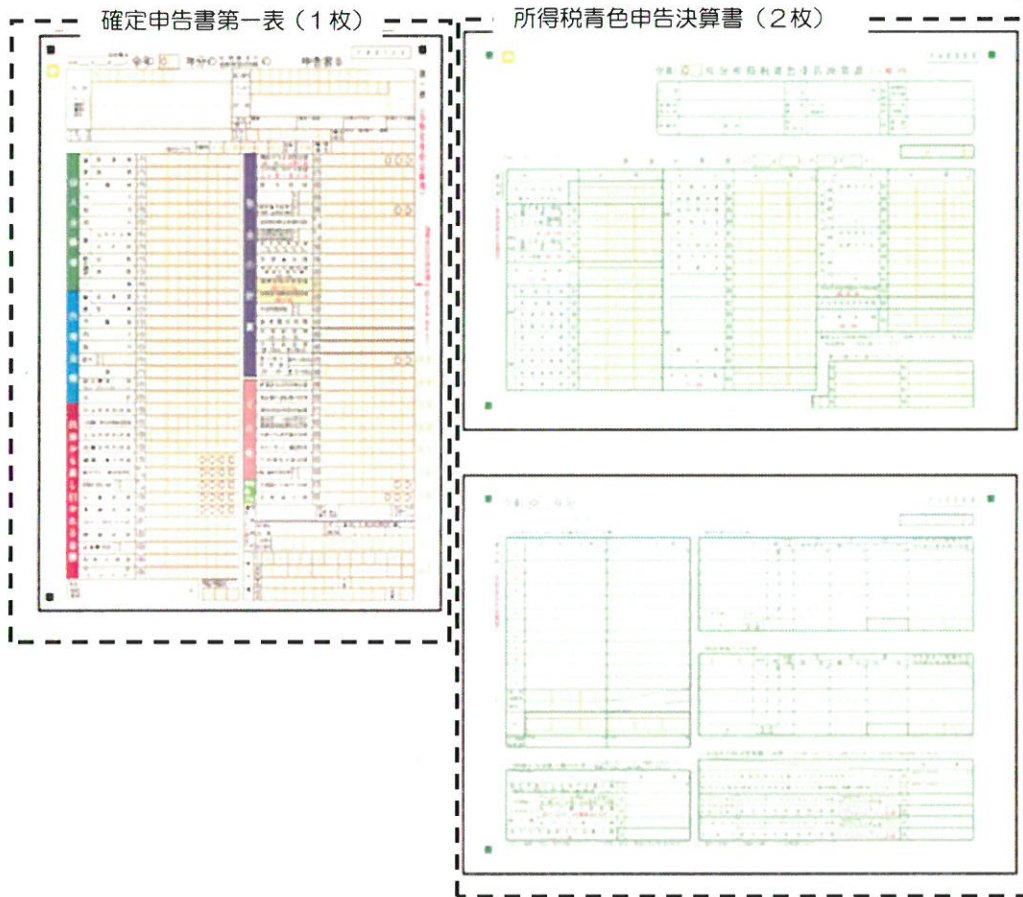
- ・確定申告書第一表（1枚）、所得税青色申告決算書（2枚）

B 白色申告の場合

- ・確定申告書第一表（1枚） 白色申告の場合は、前年の月平均売上高との比較となります。

※確定申告書第一表に収受日付印が押印してあること。

e-Tax の場合は「受信通知」を添付すること。

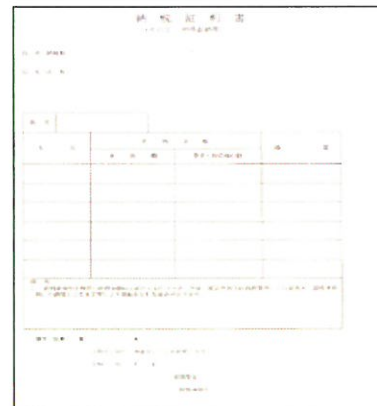


＜収受日付印または受信通知の

いずれも存在しない場合＞

提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載があるもの）を提出することで収受日付印の代用とすることができる。

※「納税証明書（その2所得金額用）」の交付については、所轄する税務署へお問い合わせください。





**イ 売上が減少した月の売上台帳等（写し）**

令和2年1月から5月までのうち、売上の減少が前年同月比で20%以上減少した月の売上台帳等（経理ソフトによる売上データや手書きの売上台帳等）



共通項目

**▼【開業から1年1カ月未満の場合】（ウの書類のみ）**

**ウ 売上が減少した月と、比較する月の売上が分かる書類（写し）**

令和2年1月から5月までのうち、任意の1か月と、その前3カ月間の平均を比較したときに、売上の減少率が20%以上となる月の売上台帳等（経理ソフトによる売上データや手書きの売上台帳等）

（例）売上高 1月120万円 2月90万円 3月70万円 4月60万円  
 任意の1か月を4月（60万円）とした場合①  
 ①の前3カ月平均  $(120+90+70)/3=93$ 万円②  
 売上減少率  $(②-①)/② \times 100=35.4\%$   
 必要な月の売上台帳 1月、2月、3月、4月の4か月分

月別	1月	2月	3月	4月
売上高	120万円	90万円	70万円	60万円

3カ月の平均を計算（平均93万円）      任意の月（60万円）

新規開業者の場合

**③ 振込先の通帳の口座情報記載部分（写し）**

（金融機関名・支店名・種別・口座番号・名義人が確認できるもの）

**【法人の場合】**

法人名義又は代表者名義の口座

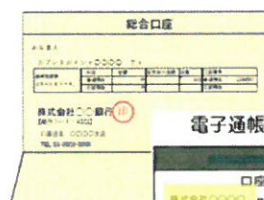
**【個人事業主の場合】**

代表者名義の口座

**【確認】**

金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・名義が全てわかるものの写しをご用意ください。

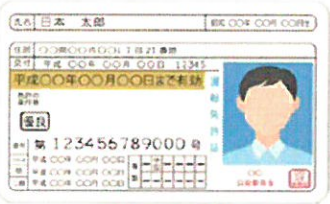


通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



共通項目

④ 事業者確認書類	
<p>【個人事業主の場合】申請者の顔写真付き本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等） ※顔写真付きの証明書がない場合は、住民票の写し（申請前3カ月以内のもの：続柄や本籍等の表示不要）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>運転免許証</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>マイナンバーカード</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>住民基本台帳カード</p> </div> </div>	<p>個人事業主の場合</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>

<p>【STEP2】 上記の添付書類をもとに、「山口市小売・生活関連事業者等支援給付金交付申請書兼請求書」をご記入ください。</p>	<p>確認</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>
--	---

<p>【STEP3】 申請書兼請求書のご記入後に下記の事項をご確認ください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 欄 チェック で確認</p>
① 申請者と、以下の添付書類の会社名や氏名等の名義があっているか。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内における事業の実態が分かる書類（写し）</li> <li>・売上の減少が20%以上であることの確認書類（写し）</li> <li>・振込先の通帳の口座情報記載部分（写し）</li> <li>・個人事業主の場合は、申請者の顔写真付き本人確認書類（写し）</li> </ul> <p>※ 名義等が不一致の場合は、添付書類の余白等に理由を明記してください。 こちらより問合せさせていただく場合があります。</p>	<p>確認</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>
② 申請書裏面の確認事項にチェックが入っているか。	
<p>各項目を確認の上、申請者本人がチェックを行ってください。</p>	<p>確認</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>
③ 申請書兼請求書と添付書類を同封の上、下記の送付先にご提出ください。	
<p>&lt;申請書類の送付先&gt; 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 ふるさと産業振興課 支援給付金担当宛</p>	<p>確認</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></p>

<お問い合わせ先>  
 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市中小企業支援総合相談窓口  
 TEL：0120-36-3355（フリーダイヤル）



通し番号：

年 月 日

山口市長 あて

【申請者】 〒

現住所  
(法人は本店所在地)

名称(法人のみ)

氏名(法人は代表者)

法人番号(法人のみ)

電話番号

(担当者名)



法人：法人名入り  
代表者印  
個人：認印可

### 山口市小売・生活関連事業者等支援給付金交付申請書兼請求書

山口市小売・生活関連事業者等支援給付金の交付を受けたいので、山口市小売・生活関連事業者等支援給付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

産業分類上の業種	細分類番号： _____ 細分類名： _____ ※細分類番号及び細分類名は、別表1から選択してください。
店舗名(屋号等)	_____
店舗(事務所)所在地	山口市
売上減少率の確認  開業の時期及び確定申告の種類により、 <b>A</b> ・ <b>B</b> ・ <b>C</b> のいずれかに記入してください。	<p><b>【開業から1年1か月以上の場合】</b></p> <p><b>A</b> 法人及び個人事業主で青色申告をされている方</p> <p>令和2年 _____ 月の売上高 ① _____ 円</p> <p>前年同月の売上高 ② _____ 円</p> <p>※法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書から転記してください</p> <p>売上減少率 [(②-①)/②×100] _____ %</p> <p><b>B</b> 個人事業主で白色申告をされている方</p> <p>令和2年 _____ 月の売上高 ① _____ 円</p> <p>令和元年の年間事業収入 ② _____ 円</p> <p>※確定申告書第一表から転記してください</p> <p>月平均 [②/営業月数] ③ _____ 円</p> <p>売上減少率 [(③-①)/③×100] _____ %</p> <p><b>C</b> <b>【開業から1年1か月未満の場合】</b></p> <p>令和2年 _____ 月の売上高 ① _____ 円</p> <p>①で選択した月の前3カ月間の平均売上高</p> <p>[3カ月分の合計/3] ② _____ 円</p> <p>売上減少率 [(②-①)/②×100] _____ %</p>

給付金申請額	申請額 200,000 円		
振込先口座	本申請に係る山口市小売・生活関連事業者等支援給付金について、次の口座に振り込んでいただくよう請求します		
	金融機関名		支店名
	貯金種別	普通・当座・( )	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人		
※振込先口座は、口座名義人が申請者と同一の法人名又は氏名であるものに限りません。			

**次の事項について御確認の上、申請者本人が☑（チェック）を御記入ください。**

- これまで、本給付金及び山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の交付を受けていない。
- 山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の対象事業者ではない又は、対象事業者であるが、今後、当該補助金の申請を行う意思がないことを誓約する。
- 今後も本給付金に係る事業を継続する意思を有している。
- 本申請書に記載された事項及び提出書類について、内容に偽りが無いことを誓約する。
- 暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを誓約し、及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会を行うことに同意する。
- 申請内容の確認のために行う現地確認、事情聴取、追加資料の提出等の調査に応じる。
- 虚偽の内容により給付金を受けたことが判明した場合や給付金の支給要件の欠格等が発生した場合は、給付金の返還に応じる。

※☑を入れない事項がある場合は給付金の支給対象になりません。

**添付書類 申請書類確認シートに沿って、以下の書類が揃っていることを最終確認の上、☑（チェック）を御記入ください。**

- 市内における事業の実態が分かる書類
- 売上の減少が20%以上であることの確認書類の写し（確定申告書類・売上台帳等）
- 振込先の通帳の口座情報記載部分の写し（金融機関名・支店名・種別・口座番号・名義人が確認できるもの）
- 事業者確認書類（法人の場合は、法人番号の記載により、確認書類は不要です）

申請書等送付先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 ふるさと産業振興課 支援給付金担当

【お問い合わせ】 山口市中小企業支援総合相談窓口(ふるさと産業振興課)  
電話 0120-36-3355(フリーダイヤル) fax 083-934-2650



【別表1】対象業種一覧表 <山口市小売・生活関連事業者等支援給付金>

1 小売業（大分類-小売業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）	
中分類56－各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー	5611	百貨店、総合スーパー
	569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
中分類57－織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業	5711	呉服・服地小売業
		5712	寝具小売業
	572 男子服小売業	5721	男子服小売業
		5731	婦人服小売業
	573 婦人・子供服小売業	5732	子供服小売業
		5741	靴小売業
	574 靴・履物小売業	5742	履物小売業（靴を除く）
		5791	かばん・袋物小売業
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5792	下着類小売業
		5793	洋品雑貨・小間物小売業
5799		他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
5811		各種食料品小売業	
中分類58－飲食料品小売業	581 各種食料品小売業	5811	各種食料品小売業
	582 野菜・果実小売業	5821	野菜小売業
		5822	果実小売業
	583 食肉小売業	5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）
		5832	卵・鳥肉小売業
	584 鮮魚小売業	5841	鮮魚小売業
	585 酒小売業	5851	酒小売業
	586 菓子・パン小売業	5861	菓子小売業（製造小売）
		5862	菓子小売業（製造小売でないもの）
		5863	パン小売業（製造小売）
		5864	パン小売業（製造小売でないもの）
	589 その他の飲食料品小売業	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
		5892	牛乳小売業
		5893	飲料小売業（別掲を除く）
		5894	茶類小売業
		5895	料理品小売業
		5896	米穀類小売業
		5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
5898	乾物小売業		
5899	他に分類されない飲食料品小売業		
中分類59－機械器具小売業	591 自動車小売業	5911	自動車（新車）小売業
		5912	中古自動車小売業
		5913	自動車部分品・附属品小売業
		5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
	592 自転車小売業	5921	自転車小売業

## 2 小売業（大分類-小売業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）	
中分類59-機械器具小売業	593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）
		5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
		5933	中古電気製品小売業
		5939	その他の機械器具小売業
中分類60-その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業	6011	家具小売業
		6012	建具小売業
		6013	畳小売業
		6014	宗教用具小売業
	602 じゅう器小売業	6021	金物小売業
		6022	荒物小売業
		6023	陶磁器・ガラス器小売業
		6029	他に分類されないじゅう器小売業
	603 医薬品・化粧品小売業	6031	ドラッグストア
		6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
		6033	調剤薬局
		6034	化粧品小売業
	604 農耕用品小売業	6041	農業用機械器具小売業
		6042	苗・種子小売業
		6043	肥料・飼料小売業
	605 燃料小売業	6051	ガソリンスタンド
		6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
	606 書籍・文房具小売業	6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
		6062	古本小売業
		6063	新聞小売業
		6064	紙・文房具小売業
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6071	スポーツ用品小売業
		6072	がん具・娯楽用品小売業
		6073	楽器小売業
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	6081	写真機・写真材料小売業
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
	609 他に分類されない小売業	6091	ホームセンター
		6092	たばこ・喫煙具専門小売業
		6093	花・植木小売業
		6094	建築材料小売業
		6095	ジュエリー製品小売業
		6096	ペット・ペット用品小売業
6097		骨とう品小売業	
6098		中古品小売業（骨とう品を除く）	
6099	他に分類されないその他の小売業（美術品小売業等）		



### 3 飲食サービス業（大分類M-宿泊業・飲食サービス業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）	
中分類76-飲食店	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く）	7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
	762 専門料理店	7621	日本料理店
		7622	料亭
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店
	763 そば・うどん店	7631	そば・うどん店
	764 すし店	7641	すし店
	765 酒場、ビアホール	7651	酒場、ビアホール
	766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
	767 喫茶店	7671	喫茶店
	769 その他の飲食店	7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
7699		他に分類されない飲食店（大福屋、甘味処等）	
中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業	7711	持ち帰り飲食サービス業
	772 配達飲食サービス業	7721	配達飲食サービス業

### 4 生活関連サービス業（大分類N-生活関連サービス業、娯楽業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）	
中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	7811	普通洗濯業
		7812	洗濯物取次業
		7813	リネンサプライ業
	782 理容業	7821	理容業
	783 美容業	7831	美容業
	784 一般公衆浴場業	7841	一般公衆浴場業
	785 その他の公衆浴場業	7851	その他の公衆浴場業
	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7891	洗張・染物業
		7892	エステティック業
		7893	リラクゼーション業（手技を用いるもの）
7894		ネイルサービス業	
7899		他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
中分類79-その他の生活関連サービス業	791 旅行業	7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）
		7912	旅行業者代理業
	792 家事サービス業	7921	家事サービス業（住込みのもの）
		7922	家事サービス業（住込みでないもの）
	793 衣服裁縫修理業	7931	衣服裁縫修理業
	796 冠婚葬祭業	7961	葬儀業
		7962	結婚式場業
7963		冠婚葬祭互助会	

## 5 生活関連サービス業（大分類N-生活関連サービス業、娯楽業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）
中分類79-その他の生活関連サービス業	799 他に分類されない生活関連サービス業	7991 食品賃加工業
		7992 結婚相談業，結婚式場紹介業
		7993 写真プリント，現像・焼付業
		7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業（運転代行業、観光案内業）
中分類80-娯楽業	802 興行場（別掲を除く），興行団	8021 劇場
		8022 興行場
		8023 劇団
		8024 楽団，舞踊団
		8025 演芸・スポーツ等興行団
	804 スポーツ施設提供業	8041 スポーツ施設提供業（別掲を除く）
		8042 体育館
		8043 ゴルフ場
		8044 ゴルフ練習場
		8045 ボウリング場
		8046 テニス場
		8047 バッティング・テニス練習場
		8048 フィットネスクラブ
	806 遊戯場	8061 ビリヤード場
		8062 囲碁・将棋所
		8063 マージャンクラブ
		8064 パチンコホール
		8065 ゲームセンター
		8069 その他の遊戯場
	809 その他の娯楽業	8095 カラオケボックス業
		8096 娯楽に附帯するサービス業（8099の一部含む）

## 6 上記1から5までのほか、次に掲げるもの[観光・スポーツ・イベントに関する業種]

（大分類H-運輸業，郵便業，大分類K-不動産業、物品賃貸業；大分類L-学術研究、専門・技術サービス業；大分類R-サービス業）

中分類	小分類	細分類（申請書に記載する項目）
中分類43-道路旅客運送業	432 一般乗用旅客自動車運送業	4321 一般乗用旅客自動車運送業
	433 一般貸切旅客自動車運送業	4331 一般貸切旅客自動車運送業
中分類70-物品賃貸業	701 各種物品賃貸業	7011 総合リース業
		7019 その他の各種物品賃貸業
	704 自動車賃貸業	7041 自動車賃貸業
中分類72-専門サービス業（他に分類されないもの）	705 スポーツ・娯楽用品賃貸業	7051 スポーツ・娯楽用品賃貸業
	726 デザイン業	7261 デザイン業
中分類73-広告業	729 その他の専門サービス業	7299 他に分類されない専門サービス業（司会業等）
		731 広告業
中分類74-技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業	7461 写真業（商業写真業を除く）
		7462 商業写真業
中分類92-その他の事業サービス業	923 警備業	9231 警備業
	929 他に分類されない事業サービス業	9291 ディスプレイ業